

総括副部長会議（R8. 4. 27）における主な意見と対応

意見	対応
策定方針資料およびスケジュールの中で、水道料金の 10 %還元継続の可否について言及されているが、あくまでも水道料金の 10 %還元継続の方向性については、計画の中間見直しにおける今後の財政収支の見通し等の結果を受けた後、その結果に対する手段の一つとして、継続の可否についての検討を行うものであるため、現時点で水道料金の 10 %還元継続の可否まで記載するのは踏み込みすぎではないか？	御意見のとおり、水道料金の 10 %還元継続の可否については、計画の中間見直しにおける今後の財政収支の見通し等を受けて検討するものでありますが、現計画において水道料金の 10 %還元は令和 9 年度までの措置としており、令和 10 年度以降の継続可否についての検討結果を計画において明記する必要があると考えていることから、原案のとおり策定方針およびスケジュールの中に明記させていただくことといたしました。